

## (2) 肝炎ウイルス検査等の促進

41億円(55億円)

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保し、肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、個々人へのアプローチを積極的に行うなど、着実に検査の受検促進を図る。

### (主な事業)

#### ・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施

17億円

保健所等において、希望者に対して肝炎ウイルス検査等を実施する。

#### 出張型肝炎検査の実施

各地域の医師会等と連携する等、地域内の要請に応じて出張型の検査を実施することにより受検の促進を図るとともに、健康保持に対する支援を行う。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額(1/2)

#### ・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施

24億円

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検診について、引き続き個別勧奨による検診受診促進を図ることとし、肝炎ウイルスの早期発見を推進する。

(補助先) 都道府県、(間接補助先: 市町村)、政令指定都市

(補助率) 定額(1/3)

## (3) 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

9.9億円(7億円)

都道府県が指定・整備する「肝疾患診療連携拠点病院」に加え、二次医療圏に1カ所程度で整備されている「肝疾患専門医療機関」においても、患者、キャリア等からの相談に対する支援体制を整備することにより、患者支援の充実を図る。

また、肝炎情報センターにおいてこれら拠点病院に対する支援として、医師等に研修を行い、治療水準の向上を図るとともに、患者の視点に立った支援対策等を推進する。

### (主な事業)

#### ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等

6.4億円

都道府県において、肝疾患診療連携拠点病院を整備し、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置するとともに、患者等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

・かかりつけ医等の研修等

24百万円

適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、肝炎専門医療従事者に対して、肝炎に関する研修を行い、肝炎医療に従事する者の資質の向上を図る。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県 (1/2)、独立行政法人等 (定額 (10/10))

④・専門医療機関の相談体制強化

42百万円

肝炎患者等が広く相談を行うことができるよう、肝炎専門医療機関に「地域肝炎治療コーディネーター養成事業」の技能習得者を配置するなどして、地域の相談窓口の利便性の向上を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解

1.8億円 (1.8億円)

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催等により、積極的に普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。

(主な事業)

・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発

64百万円

肝炎診療支援リーフレットの作成・配布や新聞広告等、肝炎の正しい知識の普及啓発、検査の受診勧奨等を行う。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額 (1/2)

・シンポジウム等による情報提供事業

5百万円

シンポジウム等を開催し、地域住民に対して感染予防や治療に関する最新情報等を分かりやすく伝える。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額 (1/2)

⑤・多角的な情報発信による周知

1億円

肝炎に対する正しい知識が十分でないことが招く偏見・差別、適切な治療開始の遅延などの解消に向け、大規模イベントの開催や新聞・TV・公共交通機関等の多様な媒体を活用した広報など、あらゆる方面からのアプローチにより、国民が関心を惹くような大々的な周知・啓発事業を実施する。

## (5) 研究の推進

49億円(21億円)

「肝炎研究7カ年戦略」が見直され、新たに取りまとめられた「肝炎研究10カ年戦略（平成24年度～平成33年度）」に基づき、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」の趣旨を踏まえ、引き続き、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な研究を推進する。

### (主な事業)

#### ・肝炎研究基盤整備事業費

34百万円

#### ・肝炎等克服緊急対策研究経費

(※厚生科学課計上) 13億円

C型肝炎ウイルス等の持続感染機構の解明や肝疾患における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

#### ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（肝炎関係研究分野）

(※厚生科学課計上) 4.5億円

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」の趣旨を踏まえ、新規感染の発生予防等を目的とした肝炎感染予防ガイドライン等策定のための研究、医療従事者に対する効果的な研修プログラム策定に関する研究等、肝炎対策を総合的に推進するための基盤に資する行政的な研究を行う。

#### ④・B型肝炎の創薬実用化等研究事業【重点化】

(※厚生科学課計上) 28億円

B型肝炎の治療薬である核酸アナログ製剤は、原則として一生服用し続ける必要があり、薬剤耐性等により中断した場合には病状が悪化することが懸念される。このため、B型肝炎の新規治療薬の開発等を目指し、既存薬剤の周辺化合物の構造解析等の創薬研究や臨床研究等の強化、推進を図る。

### 3 がん対策

357億円(343億円)

#### がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

##### (1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成 29億円(36億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

###### (主な事業)

###### ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 29億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進するとともに、病理医が不足している状況から病理医の育成及び病理診断補助員の確保を図る。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

(1施設当たり単価)

都道府県がん診療連携拠点病院 24,000千円(前年度26,000千円)

地域がん診療連携拠点病院 12,000千円(前年度14,000千円)

##### (2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施 5億円(3.8億円)

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるよう、医療従事者に対して、緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

###### (主な事業)

###### ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 1.3億円

緩和ケアを治療の初期段階から実施できる体制を整備するための研修を実施することががん対策推進基本計画で掲げられていることを踏まえ、全国の医師を対象に緩和ケアに関する研修を行うとともに、併せて研修の実施に必要な指導者の育成等を行う。

(委託先) 特定非営利活動法人日本緩和医療学会

- ・都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修部分） 1. 2億円  
都道府県が実施主体となり、地域の緩和ケア実施体制の充実強化を図るための研修会等を実施するための支援を行う。

(補助先) 都道府県  
(補助率) 1／2

- ④・在宅緩和ケア地域連携事業【重点化】 1. 1億円  
在宅緩和ケアの地域連携体制を構築するため、がん診療連携拠点病院が都道府県と連携して二次医療圏内の在宅療養支援を行う医療機関の協力リストを作成し、連携機能を強化するとともに、同圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力して在宅療養支援を行う医師等に対して在宅緩和ケアの知識や技術の向上を図る研修を実施する。  
(補助先) 都道府県、独立行政法人等  
(補助率) 都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額（10/10））

(3) がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 9. 4億円（8. 7億円）

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

また、地域がん登録を実施していない都県に対し指導するとともに、データの集計・分析を行い、地域がん登録の促進を図る。

(主な事業)

- ・都道府県がん対策推進事業（がん登録部分） 1. 9億円  
がん登録を推進し、がんの罹患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん登録を行うことにより、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域のがん対策の推進を図る。  
(補助先) 都道府県  
(補助率) 1／2
- ・がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業 49百万円  
がん患者又はその家族の方が行うピアサポーターなど、がんに関する相談員に対し、がんに関する相談事業に必要な基本的スキルを身につけるための、研修プログラムの策定を行う。  
(委託先) (公財) 日本対がん協会

- ・都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修、がん登録部分を除く） 6. 3億円  
都道府県に地域統括相談センターを設置し、患者・家族らに心理、療養生活や介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援するとともに、都道府県がん対策推進計画に基づき、地方自治体が行う、がん検診の受診体制の強化や医療提供体制の整備、がんに関する正しい知識をはじめとした普及啓発など、重点的に取り組む施策に対する支援を行う。  
(補助先) 都道府県  
(補助率) 1／2

#### (4) がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

125億円（139億円）

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる女性特有のがん検診と大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

##### (主な事業)

- ・がん検診推進事業 105億円  
受診勧奨事業の方策の一つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。  
(補助先) 市町村  
(補助率) 1／2  
(対象年齢)
  - ・子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性
  - ・乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性
  - ・大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男女

#### (5) がんに関する研究の推進

102億円（68億円）

##### (主な事業)

- ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（がんワクチン関係）  
(※厚生科学課計上) 13億円  
日本発のがんワクチン療法による革新的ながん治療開発を戦略的に行うなど、がんによる死者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。
- ④・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（抗がん剤関係）【重点化】  
(※厚生科学課計上) 16億円  
難治性がんや小児がんをはじめとする希少がんを中心に、これまでの基礎的研究や探索的臨床研究において開発された革新的診断法（診断薬等）をはじめ、抗体薬などの革新的がん治療薬に対して、臨床での実用化を目的とした前臨床試験や国際基準に準じた質の高いがん臨床試験を強力に推進する。

・第3次対がん総合戦略研究経費

(※厚生科学課計上) 37億円

④・がん臨床試験基盤整備事業

1. 5億円

各種がんに対する標準治療の進歩につながる集学的治療開発の研究者主導臨床試験を推進し、「がんによる死亡者の減少」に資することを目的として、臨床研究コーディネーター(CRC)やデータマネージャーを充実させ、それらの者の人材育成に資するとともに、研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を図る。

(補助先) NPO法人

(補助率) 定額(10/10)

(6) がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費

21百万円(22百万円)

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。

・がん対策推進費

16百万円

⑤ (7) 小児がん対策を推進するために必要な経費

4億円

小児においてがんは病死原因の第1位であるにもかかわらず、がん対策推進基本計画に小児がん対策は殆ど盛り込まれていないことから、がん対策として新たに小児がん対策を行う。

⑥・小児がん拠点病院機能強化事業【重点化】

2. 5億円

小児がん対策として、専門施設(小児がん拠点病院)を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行う。また国民に理解し易く、かつ信頼性の高い小児がん・思春期がんの情報、特に診療ガイドラインや専門医・専門施設の診療実績や相談支援先などの情報を一元的に発信するシステムを構築し、地域の医療機関と国・地方公共団体との連携のもと、患者・家族を含めた関係者が一体となって、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。

(補助先) 独立行政法人等

(補助率) 定額(10/10)

⑦・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業(小児がん緩和ケアに係る分)

【重点化】30百万円

小児がん緩和ケアを実施する小児がん診療機関において、がん患者等に対して、緩和ケアに対する実施方法や効果などについて、受診実態等を踏まえつつ指導とともに、小児がん緩和ケア研修会の指導者を養成するため、緩和ケアに専門的に取り組んでいる医師に対して、ワークショップ形式による研修を実施する。

(委託先) 未定